上田市文化財保護審議会 会議概要

- (様式第4号)
- 1 審議会名 上田市文化財保護審議会
- 2 日 時 平成25年2月20日 午前9時30分から正午まで
- 3 会 場 上田市教育委員会第2庁舎大会議室
- 4 出席者 櫻井松夫会長、吉沢政己副会長、伊藤羊子委員、町田龍一郎委員、水沢教子委員
- 5 市側出席者 小山教育長、武井教育次長、土屋文化振興課長、青木係長、久保田係長、

中澤統括主查、中村統括主查、和根崎主查、松崎主查

- 6 公開・非公開等の別 公開
- 7 傍聴者 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日25年2月21日

協議事項等

- 1 開 会(教育長)
- 2 あいさつ(会長)
- 3 協議事項
 - (1) 議題の概要(事務局及び担当委員)
 - 上田市指定文化財諮問物件法楽寺遺跡出土金銅三尊仏について
 - 上田市指定文化財諮問物件法楽寺遺跡出土銅印 について
 - 上田市指定文化財諮問物件上田原遺跡出土鉄鉾 について
 - 上田市指定文化財諮問物件浦田遺跡出土鉄鑿 について

(2) 審議概要

1 議題 について

(各委員の意見)

- ・ 事例、形状、製作技術から11世紀末から12世紀初頭の資料とされる。
- ・ 東日本では、きわめて稀少な出土資料であり、当地方の平安時代後期の仏教文化を解明する上で貴重な資料といえる。
- ・ 指定し、保護していくよう、答申する。指定名は、通例に従い「銅三尊像」よう、答申する。
- ・ 出土した地域性、時代性に注目すべき点があるので、調査カードに指定理由として明記する必要がある。

2 議題 について

(各委員の意見)

- ・ 元素分析の結果、古代の銅印の範疇と認定され、上小地方で唯一の古代私印である。
- ・ 発掘調査による出土品として来歴が明らかで、ほぼ完形な資料であることは貴重である。
- ・ 出土遺構の共伴遺物から、報告書記載の10世紀より遡る可能性もある。
- ・ 「 宍 」は食肉の貢納に関わる職能者の集団で、屋代木管の「 宍部 」「 宍人部 」などの集団と関連が推測されることから歴史的資料の価値が高い。
- ・ 指定し、保護していくよう、答申する。指定名は「銅印」が適当である。
- ・ 資料の印影を再確認して調査カードに掲載する必要がある。

3 議題 について

(各委員の意見)

- ・ 形態的に日本で唯一の可能性がある。
- ・ 出土状況に基づく所属時期が弥生時代中期から古墳時代後期のいずれか特定できない。
- ・ 武器としての鉄矛は北部九州以外の類例が少なく、本例が東日本唯一の発見である。
- ・ よって、東日本の他の遺跡との比較から形式学的な位置づけをすることが困難である。
- ・ 継続審議として、九州、関西の鉄矛の調査事例を集成し、九州地方の鉄矛に詳しい専門家による鑑定を行って時期や系統の位置づけを必要とすると考える。

4 議題 について

(各委員の意見)

- ・ 平鑿で、刃先は片刃だったものが使い込まれて両刃状を呈している。
- ・ 県内では、佐久市の鑿状鉄器の出土がある他、本例が唯一である。
- ・ 弥生時代後期の住居跡において磨石や凹み石といった道具と共伴している点に資料価値がある。
- ・ 指定し、保護していくことよう、答申する。指定名は、「鉄鑿」が適当である。

5 審議結果

(審議結果)

- ・ 指定候補物件 を上田市指定文化財に指定することが適当であると答申する。
- ・ 指定名については、通例に従い出土遺跡名を削除することが適当である。
- については、継続審議としたい。

(事務局)

・ 審議結果を答申として教育委員会へ提出する。

(3) その他(事務局)

旧常田館製糸場施設の重文指定の報告について

(各委員の意見)

- ・ 国指定物件以外に市指定の物件が存在するが、ぜひ、一体的な管理、整備をお願いしたい。 (事務局)
 - ・ 所有者が保存活用計画を策定する予定となっている。その中で、一体的な管理・整備をするよう指導、助言をしていく。
- 5 閉会(教育次長)